平成２３年（フ）第２１０号
石川県白山市橋爪町708番地62
債務者　福島　斗無
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２３号
石川県白山市北安田町795番地２、従前の住所金沢市弥生３丁目８番７号
債務者　木**藤**　桂子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２号
長野県松本市埋橋２丁目10番18号　薄川コーポ２階202号
債務者　居石　　裕
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７７８号
岐阜市長良１丁目15番地　幸和レジデンス305号室、申立時の住所岐阜市北一色２丁目８番11号
債務者　黒沼　ゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
岐阜県羽島郡笠松町米野285番地の１
債務者　甲斐　篤子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２９１号
愛知県あま市下萱津長者25番地２
債務者　福嶌　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８８号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目130番地　コスモハイツ桜ケ丘203号
債務者　加藤　龍美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９号
三重県伊賀市平野樋之口259の９、住民票上の住所三重県伊賀市東湯舟1532番地
債務者　杉木　竜也
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２３４号
大津市膳所２丁目14番10号　ハイム西川ＺＥＺＥ102号
債務者　澤村　　晃
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１３号
兵庫県姫路市飾磨区英賀東町２丁目43番地、従前の住所兵庫県姫路市田寺東１丁目12番７号
債務者　金子　幸路
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６０号
兵庫県姫路市青山４丁目20番20―209号青山ＮＫマンション
債務者　林　　清美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６１号
兵庫県姫路市青山４丁目20番20―209号青山ＮＫマンション
債務者　堂元　沙織
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６７号
兵庫県加古川市加古川町粟津596番地の１ニューマリッチ加古301号、事業所所在地兵庫県加古川市加古川町西河原97番地の１サンロイヤル加古川リバージュⅣ号館211号
債務者　ヤマダ建装こと　山田　国治
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７４号
兵庫県赤穂郡上郡町上郡718番地８
債務者　中山　國男
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７２号
兵庫県宍粟市一宮町福野358番地２
債務者　田下　秀美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第７３号
兵庫県宍粟市一宮町福野358番地２
債務者　田下のぶ子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第７４号
兵庫県宍粟市一宮町福野358番地２
債務者　田下　尚樹
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部